

(仮称) 箕面市立船場生涯学習センターの管理運営に係る協定書



箕面市教育委員会（以下「甲」という。）と国立大学法人大阪大学（以下「乙」という。）は、(仮称) 箕面市立船場生涯学習センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

(指定管理者の責務)

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、箕面市立生涯学習センター条例（昭和61年箕面市条例第6号。以下「条例」という。）、箕面市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例（平成29年箕面市条例第26号）第3条の規定による改正後の箕面市立生涯学習センター条例（以下「新条例」という。）、箕面市立生涯学習センター条例施行規則（平成4年箕面市教育委員会規則第3号）及びその他関係法令等並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

(管理する施設)

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の内容は、次のとおりとする。

- (1) 名称 (仮称) 箕面市立船場生涯学習センター
- (2) 位置 箕面市船場東三丁目
- (3) 施設の内容 多目的室、スタジオ、会議室、フリースペース、和室、屋外運動施設、更衣室・シャワー室、備品庫、楽器庫、事務室等

2 前項各号の規定については、センター開設時の状況で読み替えるものとする。

3 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

(指定期間)

第3条 乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、平成33年（2021年）4月1日から平成38年（2026年）3月31日までの5年間とする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 業務の範囲

(業務の範囲等)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項各号に掲げる業務の範囲内に限る。

- (1) 条例第3条第1号に規定する生涯学習及び文化活動に係る事業の実施
  - (2) 条例第3条第2号に規定するセンターの施設利用の許可
  - (3) 条例第3条第3号に規定する甲が必要と認める事業の実施
  - (4) 新条例第16条第2項第2号に規定するセンターの施設、附属設備等の維持管理
  - (5) 甲及び箕面市長（以下「甲等」という。）並びに箕面市が設置する法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会（甲を除く。）及び委員並びに公営企業の事業等でセンターを利用する場合の先行予約等の協力
  - (6) 災害時の対応
  - (7) 新条例第16条第2項第3号に規定する施設の予約システムを利用したセンターその他の施設に係る市民の利便性の確保に関すること。
- 2 前項第7号に規定する業務は、次の各号に掲げる業務であって、甲が定める「施設予約システムマニュアル」に従い行うものとする。
- (1) 箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則（平成19年箕面市規則第76号）第2条第1号に規定する公共施設（以下「公共施設」という。）の利用又は使用の申込みの受付
  - (2) 公共施設の利用又は使用の許可
  - (3) 公共施設の利用料金又は使用料の徴収
  - (4) 前号により徴収した他の公共施設の利用料金等の払込み又は精算の業務
- 3 乙は、甲等が直接管理する公共施設において取り扱われたセンター利用料金の精算等については、甲等の運用に従うものとする。
- 4 乙は、他の指定管理者が管理する公共施設において取り扱われたセンター利用料金の精算等については、当該施設の指定管理者と協議し、円滑な運用を図るものとする。

(自主事業)

第5条 乙は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、前条第1項各号に規定する業務（以下単に「業務」という。）の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

## 第3章 業務の実施

(業務の実施)

第6条 乙は、関係法令等のほか、第16条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第7条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第8条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲等にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより箕面市が災害対策本部を設置したときは、甲等の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例(平成24年箕面市条例第1号)第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の取扱い)

第9条 乙の役員又は教職員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱(平成19年箕面市訓令第54号)第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口で公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は教職員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第10条 乙は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の趣旨を踏ま

え、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

- 2 甲は、対象文書であつて甲等が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申出があつたときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
- 3 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 4 乙は、指定期間が満了したときは、速やかに、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

#### （個人情報等の取扱い）

第11条 乙は、新条例第22条の規定を遵守するとともに、別紙1「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

#### （人権研修の実施）

第12条 乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

### 第4章 備品等の扱い

#### （甲による備品等の貸与）

第13条 甲は、センターの管理運営に係る備品等（以下「貸与備品等」という。）を、乙に無償で貸与するものとする。

- 2 乙は、貸与備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、乙の責に帰すべき事由による破損又は滅失については原状回復しなければならない。

#### （貸与備品等の帰属）

第14条 乙は、指定期間中、貸与備品等を業務の履行のためにのみ利用するものとし、第三者に貸与備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で貸与備品等を貸与してはならない。

#### （乙による備品の購入等）

第15条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第13条第1項の貸与備品等とは別にこれを管理するものとする。

## 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

### (事業計画書等の提出)

第16条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書(以下「事業計画書等」という。)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書(改修計画)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

### (業務報告書等の提出)

第17条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後2箇月(指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日)以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

### (甲による業務実施状況の確認)

第18条 甲は、前条の規定により乙が提出した業務報告書及び事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況について確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う旨の通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務改善の指示)

第19条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、第4条に定める業務が適切に履行されていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 甲は、乙が第21条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第20条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、新条例第18条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称及び所在地
- (2) 法人の代表者
- (3) 法人の事務所、事業所又は営業所の所在地
- (4) 法人の業務に関する規定等
- (5) 法人の非常時の体制
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第21条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
  - (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
  - (3) 評価の実施に必要な資料の作成
  - (4) 評価の実施時における説明
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第22条 甲は、業務の実施に係る経費について、これを負担しない。

(未収利用料金)

第23条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

## 第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第24条 センターの管理に伴うリスク(予測できない危険及び責任の負担をいう。)の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙2「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第25条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責に帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

3 甲は、乙の責に帰すべき事由と相当因果関係の認められる相当額の損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第26条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用の負担等)

第27条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、

不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第28条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなつたと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

## 第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第29条 甲は、乙が第19条に規定する甲による業務改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責に帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第30条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第31条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

## 第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第32条 乙は、指定期間が満了したとき又は新条例第19条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲

が指定する者に対し、必要な事務を引き継がなければならない。

(備品等の扱い)

第33条 乙は、指定期間が満了したとき又は新条例第19条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第13条に定める貸与備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第15条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合には、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(大阪大学箕面キャンパスの移転に係る合意書の取扱い)

第34条 「大阪大学箕面キャンパスの移転に係る合意書(平成28年4月12日)」により締結した内容については、指定期間満了後も引き続きその効力を有するものとする。

(権利、義務の譲渡の禁止)

第35条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第36条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する審査請求については、法第244条の4第1項の規定により箕面市長に対して行われるものとなる。

(暴力団の排除)

第37条 乙は、新条例第20条において読み替えて適用する第10条第3号、第13条第2号及び第14条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努め

を負うものとする。

(協定の変更)

第38条 業務に関し、業務の前提条件や内容に変更が生じるとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第39条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第40条 この協定は、箕面市議会でセンターに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第41条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年(2018年)11月20日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市教育委員会  
教育長 藤 迫 稔



乙 吹田市山田丘1番1号  
国立大学法人大阪大学  
学 長 西 尾 章 治 郎



【別紙 1】

指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を第三者に行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、業務を履行するにあたり知り得た個人情報を業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを秘密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。また、この秘密保持等の義務は、指定期間満了後も継続するものとする。
- 4 乙は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
- 5 乙は、業務に従事する者に対し、箕面市個人情報保護条例（平成 2 年箕面市条例第 1 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）、その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

【別紙2】リスク分担区分表

リスクが生じる原因		リスク負担	
種 類	内 容	市	指定 管理者
法令改正 ※1	指定管理者が行う管理運営に影響を及ぼす法令改正（施設改修等）	○	
天災のほか、不可抗力による事業中止等	天災・騒乱・暴動・その他市や指定管理者の責に帰すことができない事由による事業の中止・延期・変更		協議事項
事業の中止等	市の指示・責任による事業の中止・延期・変更	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・延期・変更		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
物価変動	物価、金利の変動により業務に支障が生じた場合		協議事項
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
	市の指示・責任による運営費の膨張	○	
市場環境の変化	利用者の減少・競合施設の増加・需要見込みの誤り・その他の事由による経営不振		○
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	施設・設備の設計・構造上の原因による施設・設備・備品の損傷	○	
	上記2項によらないもの、又はどちらにも該当するもの。		協議事項
安全性の確保	管理運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○
セキュリティ	指定管理者の警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
損害賠償 ※2	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	
	上記2項によらないもの、又はどちらにも該当するもの。		協議事項
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者及び入館者への損害		○

リスクが生じる原因		リスク負担	
種 類	内 容	市	指定 管理者
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者及び入館者への損害	○	
	上記2項によらないもの、又はどちらにも該当するもの。	協議事項	
情報管理	業務上知り得た情報に対する守秘義務と個人情報保護		○
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク	○	
	上記2項によらないもの、又はどちらにも該当するもの。	協議事項	
債務不履行	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
利用者対応	指定管理者の業務範囲のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
	市の指示・責任による利用者間のトラブルへの対処	○	
周辺地域・住民への対応	地域との協調		○
	管理運営業務の内容に対する住民からの要望等		○
指定の取消リスク	指定管理者の指定の取消、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止における費用負担 ※ただし、指定管理者の責によらない場合を除く。		○
事業終了時の原状復帰	管理運営業務の期間が終了した場合、又は期間中途における指定管理者の撤収に係る費用		○
その他	管理業務を行うために必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

※1 税に関する法令改正を除く。

※2 一定のリスクに対応できる保険に加入するものとする。

